

国民健康保険に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

高額な医療費の支払いに備えましょう

マイナ保険証を利用すれば、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない人や、紙の認定証が必要な人は、窓口で申請してください。また、「区分オ」または「低所得者Ⅱ」の世帯で長期入院している人が、食事代の減額をさらに受ける場合には、認定申請が必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象

○69歳までで、国民健康保険税に滞納がない

く、16歳以上の被保険者全員の所得申告をしている人

○70歳から74歳までで、世帯主および被保険者全員が

住民税非課税世帯の人

○70歳から74歳までで、課税所得145万円以上690万

円未満の世帯の人

国民健康保険資格情報のお知らせ・資格確認書を送付します

マイナ保険証をお持ちの人には資格情報のお知らせを送付し、お持ちでない人には8月1日(土)から有効な新しい資格確認書を7月初旬に送付します。※資格確認書は不在の場合、不在連絡票が投函されます。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。

国民健康保険資格情報のお知らせ

対象	マイナ保険証をお持ちの人	
郵送方法	世帯分をまとめて普通郵便で郵送	
有効期間	69歳以下の人	なし
	70歳以上の人	最長1年※

※70歳以上の人は前年度の所得状況によって負担割合(2割または3割)が変わるため、有効期限があります。

国民健康保険資格確認書

対象	マイナ保険証をお持ちでない人	
郵送方法	世帯分をまとめて簡易書留で郵送	
有効期間	8月1日(土)から令和9年7月31日(土)まで	

有効期間内に70歳の誕生日を迎える人、75歳の誕生日を迎える人は有効期限が異なります。

70歳の誕生日を迎える人

誕生月の月末(1日生まれの人は誕生日の前日)まで

75歳の誕生日を迎える人

誕生日前日まで(誕生日以降は後期高齢者医療制度に移行)

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の資格確認書の交付要件が8月から変わります

マイナ保険証の利用促進の観点から、8月以降は、資格確認書または資格情報のお知らせのどちらかが交付されます。

交付要件

資格確認書が交付される人	資格情報のお知らせが交付される人
令和8年8月1日時点で、85歳以上の全員または84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない人	令和8年8月1日時点で、84歳以下でマイナ保険証をお持ちの人

国民健康保険税の改定
子ども・子育て支援金制度の創設

7月中旬に、新年度の納税通知書を送付します

令和8年度の保険税が改定になりました。

また、令和8年度分の国民健康保険税から「子ども分」(子ども・子育て支援納付金分)が新設され、従来の保険税(医療分・支援金分・介護分)と合わせて負担します。なお、18歳到達年度末までの加入者分の均等割額については、全額軽減されるため実質負担はありません。

国民健康保険税は世帯ごとに、4月1日時点の加入状況をもとに、「国保加入者全員分の前年中の所得」と「加入人数」を踏まえて算定し、翌年3月31日までの1年分が課税されます。

国民健康保険は、世帯単位での加入となるため、世帯主本人が加入者でない場合でも、世帯主がその世帯分の納税義務者となります。7月末から翌年2月末までの8回の納期に分けて納付します。納め忘れの心配がなく便利な口座振替をお勧めします。また、世帯主と国保加入者全員が65歳以上となっている場合には、特別徴収(年金天引き)での納付となることがあります。

所得が少ない世帯については、加入人数に応じて算定される均等割額の軽減制度があります。

詳しくは、市ホームページまたは広報ひだか4月号17ページをご覧ください。

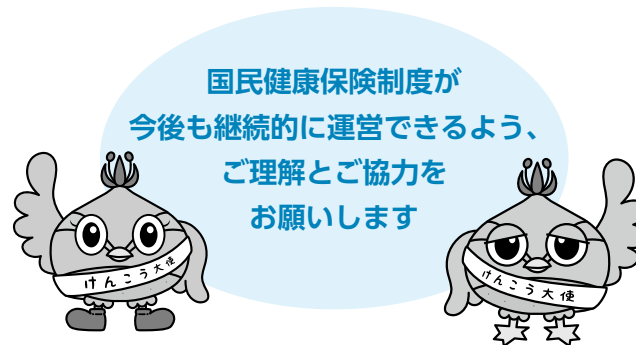
国民健康保険税の主な改定点

区分		令和8年度	令和7年度	差
医療分	所得割率	8.16%	7.9%	+0.26%
	均等割額	4万9,500円	4万2,200円	+7,300円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.77%	2.9%	△0.13%
	均等割額	1万6,700円	1万5,600円	+1,100円
介護納付金分(40歳から64歳までの人)	所得割率	2.38%	2.5%	△0.12%
	均等割額	1万6,800円	1万7,900円	△1,100円
【新設】子ども分	所得割率	0.25%		
	均等割額	1,500円		
	18歳以上均等割額	120円		

所得割率：前年中の所得に応じて課税される金額

均等割額：世帯の国保加入者数で算出される金額

18歳以上均等割：18歳以上の国保加入者に課税される金額



問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

後期高齢者医療保険料の改定
子ども・子育て支援金制度の創設

7月中旬に、保険料額決定通知書を送付します

令和8・9年度の保険料が決定されました。高齢者の保険料負担の見直しや一人当たり医療給付費の増加が見込まれることから保険料を改定しています。なお、保険料は、県内の市町村で均一です。

また、令和8年度から後期高齢者医療保険料の「医療分」(基礎賦課分)と合わせて、「子ども分」(子ども・子育て支援納付金分)を納付いただきます。

後期高齢者医療制度では、世帯単位ではなく、被保険者ごとに保険料を納める必要があります。なお、同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合は、均等割額が軽減されます。軽減割合は、「7割軽減」(医療分は7.2割)、「5割軽減」、「2割軽減」の3種類です。詳しくは、保険料額決定通知書に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。

後期高齢者医療保険料の主な改定点

区分		令和8年度	令和7年度	差
医療分	所得割率	9.49%	9.03%	+0.46%
	均等割額	5万2,370円	4万5,930円	+6,440円
【新設】子ども分	所得割率	0.25%		
	均等割額	1,330円		